

障がい者医療費の 助成対象を拡大

平成30年6月1日発行

保険医療助成課

☎229-3158 FAX 229-5001

精神障害者保健福祉手帳2級を持っている人の通院医療費を半額助成

対象者 対象医療費	精神障害者 保健福祉手帳		身体障害者手帳			療育手帳		
	1級	2級	1級	2級	3級	A1	A2	B1
入院医療費	半額※	半額※	全額	全額	全額	全額	全額	全額
通院医療費	全額	半額	全額	全額	全額	全額	全額	全額

平成30年9月診療分から助成対象に！

精神障害者保健福祉手帳2級を持っている人に対して、平成30年9月診療分から通院にかかる医療費の半額助成を開始します。



※精神障害者保健福祉手帳1級および2級の入院医療費助成は、90日を超えて指定された医療機関に継続して入院している場合、入院にかかる医療費の半額を助成します。(裏面参照)

注意事項

- 加入する医療保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その額を除きます。
- 保険診療以外のものと入院時食事療養費の標準負担額は対象になりません。
- 医療機関などでの支払金額は10円未満の端数を四捨五入して計算していますが、福祉医療費助成金は1円単位で計算しますので、実際に支払った金額と差が生じる場合があります。

助成を受けるには受給資格証の申請が必要です

助成を受けるためには受給資格証の交付申請を行い、認定を受ける必要があります。

6月上旬に、精神障害者保健福祉手帳2級を持っている人へ、案内文書と申請書を郵送しますので、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で郵送していただくか、直接、保険医療助成課福祉医療費担当(市本庁舎1階5番窓口)または各総合支所市民福祉課(市民課)へ提出してください。なお、アストプラザオフィス、久居総合支所市民課時間外証明書発行等窓口では手続きできませんのでご注意ください。

審査の結果、受給資格が認定された人には受給資格証を、所得制限などにより認定されなかった人(裏面参照)にはそのお知らせを8月下旬に郵送します。

手続きに必要なもの

- 印鑑(スタンプ印を除く)
- 医療保険証
- 精神障害者保健福祉手帳
- 通帳やキャッシュカードなど振込先口座が分かるもの
- 転入などの理由で、津市で所得および課税状況が把握できない人は、住民税所得課税証明書(控除の分かるもの)または住民税特別徴収税額通知書

新たに手帳を交付された人などはお問い合わせください

新たに手帳を交付された人や、更新手続きにより再び手帳を交付された人は、条件などを確認の上、申請書をお渡ししますので、保険医療助成課福祉医療費担当までお問い合わせください。